

電力供給契約約款

(総則)

第1条 注文者(以下「甲」という。)及び供給者(以下「乙」という。)は、契約書記載の電力供給契約に関し、契約書に定めるもののほか、この契約に基づく仕様書(別添の図面及び当該契約に係る質問回答書を含む。以下同じ。)に従い、法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の定める長期継続契約とするものとし、各年度(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)における当該経費の予算の範囲内において、乙は、この契約書の記載事項(仕様書を含む。)に従って、契約書記載の供給期間中に、甲の指定する供給場所で使用する電力を需要に応じて供給し、甲は、その電力供給代金を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して甲乙間で用いる用語は、特別の定めのある場合を除き、電気事業法(昭和39年法律第170号)の定めるところによるものとする。

(電力供給代金)

第2条 前条第2項に規定する電力供給代金とは、基本料金に、電力量料金単価に第11条の規定により確認された使用電力を乗じて得た額を加算した額に、消費税相当額を加算した額とする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(条件変更等)

第4条 乙は、契約の履行にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、速やかに書面によりその旨を甲に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 仕様書の内容が交互符合しないこと。
- (2) 仕様書に誤り又は脱漏があること。
- (3) 仕様書の表示が明確でないこと。
- (4) 供給場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際の供給場所と相違すること。
- (5) 仕様書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 甲は、前項の規定による確認を求められたとき又は自ら前項に規定する事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、

乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、前項の規定による調査について、乙の意見を聴いた上、当該調査の結果(これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、乙に通知しなければならない。ただし、甲は、当該期間内に乙に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 第2項の規定による調査の結果、第1項の事実が甲及び乙によって確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、仕様書等を訂正し、又は変更しなければならない。

5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更を行った場合において、甲は、必要があると認められるときは供給期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約電力等の変更)

第5条 甲は仕様書等に表示された契約電力又は予定使用電力量を使用状況に応じ、増減して使用することができる。

2 前項の場合において、甲が事前の予告なく予定使用電力量を著しく増減し、乙に損害を及ぼしたときは、乙は甲に対し、異議の申出又は損害賠償の請求をすることができる。

(履行の変更、中止等)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、契約変更通知書を乙に送付することにより、契約内容を変更し、又は契約の全部若しくは一部の履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、履行期間又は電力供給代金額の変更(第4項に規定する場合を除く。)は、事前に甲及び乙が協議して行うものとする。

3 甲は、契約内容を変更し、又は契約の全部若しくは一部の履行を一時中止させたことにより、乙が履行場所を維持し、若しくは労働者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。この場合において、甲は、当該負担額を乙と協議した上で定めるものとする。

4 甲は、次に掲げる理由により乙が契約を履行できないと認めるときは、第1項の規定により契約の全部又は一部の履行を中止させなければならない。

- (1) 履行場所の確保等ができないとき。
- (2) 天災その他の不可抗力により目的物等に損害を生じ、又は履行場所の状態が変動したとき。

(賃金又は物価の変動に基づく電力供給代金額の変更)

第7条 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、電力供給代金額が不相当となったときは、甲及び乙は、前条各項の規定によるほか、電力供給代金額の変更を請求することができる。

- 2 予期することのできない特別な事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、電力供給代金額が著しく不相当となったときは、甲及び乙は、前各項の規定によるほか、電力供給代金額の変更を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、電力供給代金額の変更額については、甲及び乙が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、書面をもって、乙に通知する。

(臨機の措置)

第8条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、甲の意見を聴いた上で、臨機の措置を講じなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による場合において、乙は、その講じた措置の内容を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 甲は、災害防止その他施行上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置を講じることを求めることができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が電力供給代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲及び乙が協議して定める。

(一般的損害)

第9条 電力の供給に付帯する工事の施行により生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害は除く。)は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第10条 契約の履行により第三者に損害を及ぼしたと

きは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約の履行に伴い通常避けることができない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。
- 3 前2項の場合又はその他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙が協力してその処理解決にあたるものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、電気事業法に特段の定めがある場合は、この限りでない。

(使用電力量等の計量期間)

第11条 計量期間は、仕様書等に特別の定めのある場合を除き、毎月1日0時から末日24時まで(ただし、あらかじめ、検針日を指定した場合を除く。)とし、乙は、計量器に記載された値を読み取り、使用電力量等を算定し、甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに検査をしなければならない。
 - 3 計量器の故障又は甲の責によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は、過去の実績等を参考とし、甲乙協議して使用電力量等を算定するものとする。
- (電力供給代金の支払)

第12条 乙は、前条第2項の確認又は第3項の算定の終了後、書面により電力供給代金の支払いを請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に電力供給代金を支払わなければならない。ただし、特別な事情により乙の承諾を得たときは、45日以内に延長することができる。
- 3 甲がその責に帰すべき理由により前条第2項の規定による期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の規定による期間(以下「約定期間」という。)の日数から差引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

4 この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)の改正等によって消費税額に変動が生じた場合は、甲は、この契約をなんら変更することなく電力供給代金

に相当額を加減して支払う。

(供給の保証にかかる費用の負担)

第13条 乙が一般送配電事業者との接続供給契約により電力の供給を行う場合、接続供給契約により生じる債務(甲の責めに帰すべき理由により生じた債務は除く。)は、乙が負担するものとする。

(かし担保)

第14条 甲は、供給された電力にかしがあるときは、法令又はこの契約で別に定めがある場合を除き1年間、乙に対して、損害の賠償を請求することができる。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をすることができる期間は、10年とする。

2 甲は、供給された電力にかしがあることを知ったときは、前項の規定にかかわらず、遅滞なく書面をもってその旨を乙に通知しなければ、当該かしの損害賠償の請求をすることができない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りではない。

3 甲は、供給された電力が第1項のかしにより滅失又はき損したときは、第1項に規定する期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の規定による権利を行使しなければならない。

4 第1項の規定は、供給された電力のかし甲の指示により生じたものであるときは、これを適用することができない。ただし、乙は、その指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(契約の不履行による損害の負担)

第15条 乙の責めに帰すべき理由により、契約の全部又は一部が履行されなかったことにより、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を負担しなければならない。(談合その他不正行為に対する賠償額の予定等)

第16条 乙は、当該契約について次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。当該契約を履行した後も同様とする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして発出した私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(第3号において単に「排除措置命令」という。)が確定したとき。ただし、不当廉売の場合その他市長が特に認める場合は除く。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして

発出した独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(次号において単に「納付命令」という。)が確定したとき。

(3) 乙が、排除措置命令又は納付命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合は、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表であつた者又は構成員であつた者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、乙の代表であつた者及び構成員であつた者は、連帯して前項の額を甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、実際の損害額が同項に規定する賠償額をあきらかに超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償額の減免)

第17条 甲は、乙の独占禁止法第62条第1項の規定による納付すべき課徴金の額が同法第7条の2第10項から第12項までの規定により減免されたときは、前条第1項に規定する賠償金の額に当該減免率を乗じて得た額を当該賠償金の額から減額することができる。

(甲の解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、契約を履行すべき時期を過ぎても電気の供給をしないとき。

(2) その責めに帰すべき理由により契約の履行の全部を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 契約を履行するにあたって必要な資格がないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 経営状態が悪化したと判断する事実があり、かつ、乙の所在が不明のため連絡をとることができなるとき。

(6) 第20条第1項又は第21条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申出たとき。

(7) 横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号。以下「暴排条例」という。)第10条の規定に

よる照会に対する神奈川県警察本部長からの回答又は神奈川県警察本部長からの通知により、乙（共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号について同じ。）が次のいずれかに該当することが判明したとき。

ア 暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下単に「暴力団員等」という。）であると認められたとき。

イ 暴排条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等（以下単に「暴力団経営支配法人等」という。）であると認められたとき。

ウ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反したと認められるとき。

エ 乙又は乙の経営に事実上参加している者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第18条の2 乙は、次の各号に該当する場合においては、甲の指定する期間内に、違約金を支払わなければならない。

- (1) 前条各号の規定により契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務が履行不能となった場合

2 次の各号のいずれかに掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の違約金は、当該年度の予定使用電力量に単価を乗じて得た金額に基本料金を加えた電気供給代金の総額から、当該年度に供給済みの電力量等に相当する電力供給代金額を控除した金額の100分の10に相当する額とする。

4 第1項の場合において、この契約の債務があるときは、甲は、この契約の債務をもって違約金と相殺することができる。

第19条 甲は、第18条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲及び乙が協議して定める。

（乙の解除権）

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の内容の変更により電気供給代金額が3分の2以上増減したとき。
- (2) 第6条第1項の規定による電力の供給の中止期間が履行期間の100分の50（履行期間の100分の50が6月を超えたときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 甲がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により乙がこの契約を解除したときに準用する。

（長期継続契約の解除）

第21条 甲及び乙は、長期継続契約について、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約を解除しようとする日が履行期間の2分の1を経過し、かつ、当該日の4月前までに書面で解除を申し出たとき。
- (2) この契約に係る歳入歳出予算の額に減額又は削減があったとき。
- (3) 契約の内容に新たな事項を追加する必要があるとき（ただし、同一の相手方と再度契約を締結する場合に限る。）。

2 甲及び乙は、前項の規定により契約が解除された場合においては、当該解除に伴う損害の賠償を請求することができない。

（違約金等の徴収方法）

第22条 甲は、乙からの違約金（第18条の2第1項に規定する違約金を除く。）、損害金又は賠償金を徴収する場合において、この契約の債務があるときは、これを相殺することができる。この場合において、なお不足があるときは、別にこれを徴収する。

（秘密の保持）

第23条 乙は、この契約の履行にあたって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後についても適

用する。

(個人情報等の保護)

第 24 条 乙は、この契約の履行にあたって個人情報（特定個人情報を含む）又は個人番号を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）並びに横須賀市個人情報保護条例（平成 5 年横須賀市条例第 4 号）を遵守しなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 25 条 乙は、契約の履行に当たって、暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団（この条において単に「暴力団」という。）、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等に該当する者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為を受けた場合は、遅延なく甲に報告し、かつ、所管警察署に通報するとともに捜査上必要な協力をしなければならない。

(補則)

第 26 条 この契約に定めのない事項については、横須賀市の契約規則及び契約履行規則の定めるところによるほか、必要に応じて、甲及び乙が協議して定める。